

亀山市告示第3号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年1月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改める。

第5条第3号中「これ」を「、これ」に、「をいう。以下同じ。）」を「）をいう。以下同じ。」に改め、同条第4号中「申請者及び申請者と同一の世帯に属する者」を「申請者等」に、「100万円とする。」を「、100万円」に改める。

第7条第1項中「第5条第4号の」を削る。

第22条第3項中「。以下「延長申請書」という。」を削る。

様式第2号及び様式第21号中「 | ④性別 | 男・女」及び「記名押印又は署名
印」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（支給期間の延長に関する特例）

- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅確保給付金の支給申請を受け付けた者については、第8条第1項の規定にかかわらず、一定の要件を満たす場合は、申請により、3月間ごとに12月間までの範囲内において支給期間を延長することができる。この場合において、第5条第4号中「以下である」とあるのは「以下（附則第2項の規定により支給期間を9月を超えて延長した場合にあっては、当該超えて延長した期間については

基準額の3倍に相当する額（50万円を超える場合は、50万円）以下）である」と、第10条第2項第1号及び第22条第1項中「2回」とあるのは「3回」と、同条第3項中「再延長」とあるのは「再延長（附則第2項の規定により支給期間を9月を超えて延長した場合を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。